阪神水道企業団公報

平成30年３月15日㈭
第314号

毎月15日発行

目　　次

◇規　　則◇

○　阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則

◇訓　　令◇

○　阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する訓令

◇管理規程◇

○　阪神水道企業団工事施行規程等の一部を改正する規程

◇公　　告◇

○　甲山調整池調査業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　平成30年度 尼崎浄水場特別開放イベント企画及び運営業務の公募型プロポーザル方式の実施について

○　管路点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　導送配水管路電食防止施設点検業務委託（長期継続契約）の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　本庁舎及び芦屋川管理坑で使用する電気の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　浄化薬品の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　粒状活性炭の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　自動車任意保険　一式の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　情報セキュリティ対策支援業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　エレベータ設備保守業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　採水業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　事業場清掃業務委託（水質試験所）の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　土壌調査業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　施設公舎給排水設備保守業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計保守業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　本庁舎及び送水センター等清掃業務委託（長期継続契約）の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　事業場清掃業務委託（長期継続契約）の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　取水ポンプ場取水口清掃等業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　取水ポンプ場取水口清掃等業務委託その２の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　脱水処理業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　沈澱池トラフ清掃業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　導送配水ポンプ用電動機二次回路点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　阪神水道企業団　事務補助に係る労働者派遣業務の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

◇規　　則◇

阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年２月21日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団規則第１号

阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則（昭和40年規則第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（第７条関係） 第２条の２　条例第７条第４項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。	（第７条関係） 第２条の２　条例第７条第４項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、条例第18条第２項の規定により退職手当を支給されないで、引き続いて条例第７条第４項に規定する国家公務員若しくは職員以外の地方公務員、沖縄振興開発金融公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第９条の２に規定する法人（以下「公庫等」という。）の役員又は職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において「役職員」という。）又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第８条第１項第５号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役職員となるため退職し、かつ、当該要請に応じ、条例第７条第４項に規定する国家公務員若しくは職員以外の地方公務員、公庫等の役職員又は一般地方独立行政法人の役職員として在職していたもの	⑴　職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、条例第18条第２項の規定により退職手当を支給されないで、引き続いて条例第７条第４項に規定する国家公務員若しくは職員以外の地方公務員、沖縄振興開発金融公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第９条の２に規定する法人（以下「公庫等」という。）の役員又は職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において「役職員」という。）又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第８条第３項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役職員となるため退職し、かつ、当該要請に応じ、条例第７条第４項に規定する国家公務員若しくは職員以外の地方公務員、公庫等の役職員又は一般地方独立行政法人の役職員として在職していたもの
⑵　省略	⑵　省略

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

◇訓　　令◇

訓令第１号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年２月26日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する訓令

阪神水道企業団決裁規程（平成６年訓令第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

別表第１号（第６条関係）

部名	課名	部長専決事項	課長専決事項
総務部	総務課	１～14　省略 15　１件3,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の契約並びにその変更に関すること。 16　１件3,000万円以下の物件の調達契約及びその変更に関すること。 17～18　省略	１～27　省略 28　１件1,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の契約並びにその変更に関すること。 29　１件1,000万円以下の物件の調達契約及びその変更に関すること。 30～32　省略
	経営企画課		１～３　省略
	財務課	１～４　省略	１～20　省略
技術部	浄水計画課	１　省略 ２　１件3,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。 ３　省略	１～４　省略 ５　１件1,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。
	施設管理課	１　省略 ２　１件3,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。	１～５　省略 ６　１件1,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。 ７　省略
	工務	１　省略 ２　１件3,000万	１　１件1,000万円以下の工事、

改　正　前

別表第１号（第６条関係）

部名	課名	部長専決事項	課長専決事項
総務部	総務課	１～14　省略 15　１件2,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の契約並びにその変更に関すること。 16　１件500万円以下の物件の調達契約及びその変更に関すること。 17～18　省略	１～27　省略 28　１件250万円以下の工事、修繕及び業務委託の契約並びにその変更に関すること。 29　１件100万円以下の物件の調達契約及びその変更に関すること。 30～32　省略
	経営企画課		１～３　省略
	財務課	１～４　省略	１～20　省略
技術部	浄水計画課	１　省略 ２　１件2,000万円以下の受託工事の受理、設計及び精算に関すること。 ３　１件2,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。 ４　省略	１～４　省略 ５　１件250万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。
	施設管理課	１　省略 ２　１件2,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。	１～５　省略 ６　１件250万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。 ７　省略
	工務	１　省略 ２　１件2,000万	１　１件250円以下の工事、修繕

	課	円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。	修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。 ２及び３　省略

別表第２号（第７条関係）

部長共通専決事項	課長共通専決事項
１～10　省略 11　１件3,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の執行の決定並びにその変更に関すること。ただし、総務部長の合議を必要とする。 12　１件3,000万円以下の物件の調達決定及びその変更に関すること。ただし、総務部長の合議を必要とする。 13～14　省略	１～12　省略 13　１件1,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の執行の決定並びにその変更に関すること。ただし、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）及び総務部経営企画課長（以下「経営企画課長」という。）の合議を必要とする。 14　１件1,000万円以下の物件調達の執行の決定（第16号に規定するものを除く。）に関すること。ただし、総務課長及び経営企画課長の合議を必要とする。 15　１件50万円以下の物件の調達契約及びその変更（第16号に規定するものを除く。）に関すること。 16　省略 17　１件1,000万円以下の物品の購入及び修繕に係る執行の決定に関すること。ただし、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。 18　１件50万円以下の物品の購入及び修繕に係る契約並びにそれらの変更に関すること。ただし、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。 19　省略

	課	円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。	及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。 ２及び３　省略

別表第２号（第７条関係）

部長共通専決事項	課長共通専決事項
１～10　省略 11　１件2,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の執行の決定並びにその変更に関すること。ただし、総務部長の合議を必要とする。 12　１件500万円以下の物件の調達決定及びその変更に関すること。ただし、総務部長の合議を必要とする。 13～14　省略	１～12　省略 13　１件250万円以下の工事、修繕及び業務委託の執行の決定並びにその変更に関すること。ただし、総務部経営企画課長（以下「経営企画課長」という。）の合議を必要とする。 14　１件100万円以下の物件調達の執行の決定（第16号に規定するものを除く。）に関すること。ただし、経営企画課長の合議を必要とする。 15　１件30万円以下の物件の調達決定及びその変更（第16号に規定するものを除く。）に関すること。 16　省略 17　１件100万円以下の物品の購入及び修繕に係る執行の決定に関すること。ただし、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。 18　１件30万円以下の物品の購入及び修繕に係る契約並びにそれらの変更に関すること。ただし、施設の維持補修に係る材料、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。 19　省略

	20　省略

別表第３号（第８条関係）

場長及び所長専決事項
１～８　省略 9　１件250万円以下の工事（改良工事を除く。）、修繕及び業務委託の執行の決定並びにその変更に関すること。ただし、総務課長及び経営企画課長の合議を必要とする。 10　１件250万円以下の工事（改良工事を除く。）、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。 11　工事及び修繕の検査員及び立会人の選定に関すること。 12　１件250万円以下の物品の購入及び修繕に係る執行の決定に関すること。ただし、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。 13　１件50万円以下の物品の購入及び修繕に係る契約並びにそれらの変更に関すること。ただし、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。 14　省略

	20　省略

別表第３号（第８条関係）

場長及び所長専決事項
１～８　省略 9　工事及び修繕の検査員及び立会人の選定に関すること。 10　１件100万円以下の物品の購入及び修繕に係る執行の決定に関すること。ただし、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。 11　１件30万円以下の物品の購入及び修繕に係る契約並びにそれらの変更に関すること。ただし、施設の維持補修に係る材料、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。 12　省略

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　改正前の欄の太線で囲まれた様式（以下「改正様式」という。）に対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分（以下「改正後様式」という。）がある場合には、当該改正様式を当該改正後様式に改める。
5　改正後様式に対する改正様式がない場合には、当該改正後様式を加える。
6　改正様式に対応する改正後様式がない場合には、当該改正様式を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この規程による改正後の阪神水道企業団決裁規程の規定は、平成30年度阪神水道企業団水道事業会計予算に係る工事、修繕及び業務委託並びに物件の調達及び物品の購入に関する事務の決裁（以下「工事等に関する事務の決裁」という。）について適用し、平成29年度阪神水道企業団水道事業会計予算に係る工事等に関する事務の決裁については、なお従前の例による。

◇管　理　規　程◇

阪神水道企業団管理規程第１号

阪神水道企業団工事施行規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年２月26日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団工事施行規程等の一部を改正する規程

（阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程）

第１条　阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（用語の定義） 第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴及び⑵　省略 ⑶　工事施行課長　阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第１号）第１条に規定する課、場、センター及び所で、かつ、工事を施行しようとする課、場、センター及び所の長をいう。 ⑷及び⑸　省略	（用語の定義） 第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴及び⑵　省略 ⑶　工事施行課長　阪神水道企業団分課規程（平成18年３月管理規程第１号）第１条に規定する課、場、センター及び所で、かつ、工事を施行しようとする課、場、センター及び所の長をいう。 ⑷及び⑸　省略
第４条　削除	（工事費内訳整理簿） 第４条　工事施行課長は、第12条の規定による工事記録書及び第13条の規定による工事進行状況報告書により、工事ごとに工事費内訳整理簿を整理しなければならない。ただし、工事の種類によつては、これを省略することができる。
（工事施行手続） 第５条　工事施行課長は、工事を施行しようとするときは、工事（業務委託）起工書（以下「起工書」という。）に設計書（積算システムを用いて作成する設計書の場合は当該システムの様式とする。以下同じ。）、図面及び必要に応じて仕様書並びに計算書その他必要書類（以下「設計書等」という。）を添付して工事所管課長に送付し、内	（工事の起工） 第５条　工事施行課長は、工事を施行しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した工事（業務委託）起工書に設計書（積算システムを用いて作成する設計書の場合は当該システムの様式とする。以下同じ。）、図面及び必要に応じて仕様書並びに計算書その他必要書類を添付して工事所管課長に送付しなければならない。

容の審査を受けて総務部経営企画課長（以下「経営企画課長」という。）及び総務部総務課長（以下「総務課長」という。）を経て企業長の決裁を受けなければならない。ただし、設計金額が250万円以下の工事（改良工事を除く。以下同じ。）については、起工書及び設計書等を工事所管課長へ送付して内容の審査を受けることを要しない。	
	⑴　着手及び完成期日又は施行日数 ⑵　工事（業務委託）費支弁科目
２　省略	２　省略
３　工事施行課長は、第１項の規定により当該工事の施行が決定したときは、決裁を受けた起工書の写し（以下「起工書の写し」という。）及び設計書等を総務課長に送付しなければならない。	３　突発事故等特に緊急を要する工事の取扱いについては、別に定める。
（工事の契約） 第６条　総務課長は、前条第３項の規定による起工書の写し及び設計書等の送付を受けたときは、阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）の定めるところにより当該工事に係る請負人を決定しなければならない。	（設計変更） 第６条　工事施行課長は、設計変更の必要が生じたときは、請負人に対して、監督員を通じて工事指示書により工事の変更を指示するとともに、工事（業務委託）変更書に、変更設計書（積算システムを用いて作成する変更設計書の場合は当該システムの様式とする。以下同じ。）及び関係図書その他必要書類を添付して、前条に準じ工事所管課長に送付しなければならない。
２　総務課長は、当該工事に係る請負人を決定したときは、工事請負契約書の写しを工事施行課長（設計金額が250万円を超える工事（改良工事を含む。以下同じ。）については工事施行課長及び工事所管課長）に送付しなければならない。	
（工事の監督） 第６条の２　工事施行課長は、前条第２	

項による工事請負契約書の写しの送付を受けたときは、阪神水道企業団工事監督規程（平成26年管理規程第２号）により工事の監督その他の事項を処理しなければならない。	
（設計変更） 第７条　工事施行課長は、工事内容を変更する必要が生じたときは、設計変更を行わなければならない。	（工事施行手続） 第７条　工事所管課長は、第５条又は第６条により書類の送付を受けたときは、内容を審査し、総務部経営企画課長（以下「経営企画課長」という。）を経て遅滞なく企業長の決裁を受けなければならない。
２　第５条及び第６条の規定は、設計変更について準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「工事施行手続」とあるのは「設計変更手続」と、「工事を施行しようとするとき」とあるのは「設計変更を行うとき」と、「起工書」とあるのは「変更書」と、「設計書」とあるのは「変更設計書」と、「設計書等」とあるのは「変更設計書等」と、「設計金額」とあるのは「原設計金額」と、「工事の施行」とあるのは「設計変更」と、「請負人を決定」とあるのは「設計変更の契約を締結」と、「工事請負契約書」とあるのは「工事請負変更契約書」と読み替えるものとする。	２　前項により、当該工事の施行が決定したときは、工事所管課長は、設計書その他必要書類を総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に送付しなければならない。
（緊急を要する工事の取扱い） 第８条　第５条から前条までの規定にかかわらず、突発事故等、特に緊急を要する工事の取扱いについては、この限りでない。	（契約決定の通知） 第８条　総務課長は、阪神水道企業団契約規程（昭和42年１月管理規程第１号。以下「契約規程」という。）の定めるところにより当該工事に係る請負人を決定したときは、工事請負契約書の写しを工事所管課長及び工事施行課長に送付しなければならない。
（書類の審査） 第10条　工事施行課長は、請負人から工事着手届、工程表その他必要書類が提	（工事の監督） 第10条　工事施行課長は、第８条による工事請負契約書の写しを受けたとき

出されたときは、内容を審査し、これら書類の写しを工事所管課長に送付しなければならない。ただし、設計金額が250万円以下の工事については、この限りでない。	は、別に定める阪神水道企業団工事監督規程（平成26年管理規程第２号）により、工事の監督その他の事項を処理しなければならない。
（工事記録書）	（工事着手届及び工程表）
第11条　監督員は、工事記録書を作成し、工事施行課長に提出しなければならない。ただし、契約金額が250万円以下の修繕工事については、これを省略することができる。	第11条　工事施行課長は、請負人から提出された工事着手届及び工程表が適当であると認めたときは、当該工事着手届及び工程表の写しを工事所管課長に送付し、工事着手の報告をするものとする。ただし、簡易な工事については、この限りでない。
２　前項の規定による工事記録書の記載内容及びその他必要な事項は、別に定める。	
	（工事記録書）
第12条　削除	第12条　監督員は、工事記録書を作成し、工事施行課長に提出しなければならない。ただし、契約金額250万円以下の修繕工事については、これを省略することができる。
２　削除	２　前項の規定による工事記録書の記載内容及びその他必要な事項は、別に定める。
	（工事進行状況の報告）
第13条　削除	第13条　監督員は、工事施行中、毎月末日現在において工事進行状況報告書を作成しなければならない。ただし、工期が30日未満の工事及び簡易な工事については、この限りでない。
２　削除	２　工事施行課長は、前項により監督員の作成した工事進行状況報告書を工事所管課長を経て企業長に提出しなければならない。
（完成延期）	（完成延期）
第14条　省略	第14条　省略
２　工事施行課長は、前項の規定による工期延期の申請の報告を受けたとき	２　前項により報告を受けた工事施行課長は、工事所管課長を経て企業長の決

は、設計金額が250万円以下の工事にあつては企業長の決裁を、設計金額が250万円を超える工事にあつては工事所管課長を経て企業長の決裁を受けなければならない。	裁を受けなければならない。
（工事検収及び完成報告）	（工事出来高報告認定書）
第15条　工事施行課長は、請負人から提出された工事完成届が適当であると認めたときは、契約金額が1,000万円以下の工事（改良工事を除く。）にあつては工事検査規程により検査を行い、契約金額が1,000万円を超える工事（改良工事を含む。）にあつては当該工事完成届の写しを工事所管課長及び検査主幹に送付し、工事完成を報告しなければならない。	第15条　工事施行課長は、工事請負契約に基づく中間支払いを要するものについては、工事出来高報告認定書を作成し、内訳書を添付して工事所管課長及び検査主幹に送付しなければならない。
２　工事施行課長は、前項の規定による検査を実施したときは、工事（業務委託）検収書（以下「検収書」という。）を作成し、設計金額が250万円以下の工事にあつては企業長の決裁を、設計金額が250万円を超える工事にあつては工事所管課長を経て企業長の決裁を受けなければならない。	
	（完成報告）
第16条　検査主幹は、前条の規定による工事完成の報告を受けたときは、工事検査規程により検査を行い、その検査結果を工事施行課長に報告しなければならない。	第16条　工事施行課長は、請負人から提出された工事完成届が適当であると認めたときは、当該工事完成届の写しを工事所管課長及び検査主幹に送付し、工事完成の報告をするものとする。ただし、簡易な工事については、この限りでない。
２　工事施行課長は、前項の規定による検査結果の報告を受けたときは、検収書を作成し、工事所管課長を経て企業長の決裁を受けなければならない。	
（工事出来高報告認定書）	（工事検収）
第17条　工事施行課長は、工事請負契約に基づく中間支払を要するものについ	第17条　検査主幹は、第15条及び第16条に規定する工事出来高報告認定書又は

ては、工事出来高報告認定書（以下「認定書」という。）を作成して内訳書を添付し、設計金額が250万円以下の工事にあつては企業長の決裁を、設計金額が250万円を超える工事にあつては工事所管課長を経て企業長の決裁を受けなければならない。	工事完成の報告を受けたときは、工事検査規程により検査を行わなければならない。
２　前２条の規定は、工事出来高検収について準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「工事検収」とあるのは「工事出来高検査」と、「完成報告」とあるのは「出来高報告」と、「請負人から提出された工事完成届が適当であると認めたとき」とあるのは「工事出来高検査を行うとき」と、「工事完成届の写し」とあるのは「工事出来高報告認定書及び内訳書」と、「工事完成」とあるのは「工事出来高」と読み替えるものとする。	２　工事施行課長は、前項の検査完了の通知を受けたときは、工事（業務委託）検収書を作成し、工事所管課長を経て企業長（月１回の割合で工事出来高検査を行う場合は、技術部長）に提出しなければならない。
３　工事施行課長は、第15条及び第16条第１項（前条第２項の規定において準用する場合を含む。）の規定により企業長の決裁を受けたときは、速やかに検収書の写しを経営企画課長に送付しなければならない。	３　工事所管課長は、前項により企業長の決裁を受けた工事（業務委託）検収書の写しを遅滞なく経営企画課長に送付しなければならない。
第18条　削除	（書類の審査） 第18条　工事施行課長は、契約規程等に基づき請負人から提出された書類について、内容を審査し、意見を要するものについては、これを附して工事所管課長に送付しなければならない。
（未完成報告書の提出） 第31条　工事施行課長は、工期が２年以上にわたる工事については、各年度ごとにその完成高に対し、未完成報告書を作成して４月５日までに工事所管課長に送付しなければならない。ただし、設計金額が250万円以下の工事に	（未完成報告書の提出） 第31条　工事施行課長は、工期が２年以上にわたる工事については、各年度ごとにその完成高に対し、未完成報告書を作成して４月５日までに工事所管課長に送付しなければならない。

ついては、この限りでない。 （工事費の精算） 第32条　工事施行課長は、改良工事（有形固定資産の建設（増設及び改良を含む。）をいう。）が完成したときは、阪神水道企業団財務規程（平成26年管理規程第３号）の定めるところにより工事費の精算を行わなければならない。 （準用） 第33条　この規程は、業務委託、測量、運搬及びこれに類する作業の実施について準用する。	（固定資産への振替手続） 第32条　改良工事（有形固定資産の建設（増設及び改良を含む。）をいう。）においては、前条の規定のうち工事所管課長の取扱いは、阪神水道企業団財務規程（平成26年管理規程第３号）第108条の規定によるものとする。 （この規程の適用及び特別取扱い） 第33条　委託工事並びに測量、運搬又はこれに類する作業の実施に関してもこの規程を準用する。 工事施行規程付属様式
様式第２号　削除	様式第２号

工事施行規程附属様式

区分		様式番号
工事施行規程		
第３条	工事台帳	1
第４条	工事費内訳整理簿	2
第５条	設計書	3
第６条	変更設計書	4
第５条	工事（業務委託）起工書	5
第６条	工事（業務委託）変更書	５の２
第９条 第20条	削除	6
第11条 第22条	削除	7
第23条	削除	8
第13条	工事進行状況報告書	9
第１条	工事出来高報告認定書	10
第16条 第28条	削除	11
第17条	削除	12
第17条	工事（業務委託）検収書	13
第21条	削除	14
第24条	削除	15
第25条	削除	16
第26条	削除	17
第29条	削除	18
第30条	削除	19
第31条	未完成報告書	20
第６条	工事指示書	21
第12条	工事記録書	22

工事費内訳整理簿

起工番号
工事名　　前払金
予算科目

年月日	摘要	工事費	出来高金額	支出額	出来高金額に対する工事費残額	支出額に対する工事費残額

様式第３号

設　計　書

設計課（所）						設計者職氏名印
						技術職員
起工番号		設計年月		予定着工年月		予定完成年月日又は工事日数
予算科目				工事の大要		
施工場所						
工事名						
工事費	￥			内訳	工事価格	￥
					支給品費	￥
					小計	￥
					消費税	￥
					計	￥

様式第３号

設　計　書

設計課（所）	課(所)長	係長	検算		設計者職氏名印
起工番号		設計年月日		予定着手年月日		予定完成年月日又は工事日数
予算科目				工事の大要	
施工場所					
工事名					
工事費	￥			内訳	請負費
					労力費
					材料費
					支給品費

様式第３号の２

甲

内　訳　書

金額	￥						
工種	単位	数量	単価	金額	明細書号	単価表号	摘要

乙

工種	単位	数量	単価	金額	明細書号	単価表号	摘要

様式第３号の２

甲

内　訳　書

工　事　内　訳　書

金額	￥						
工種	単位	数量	単価	金額	明細書号	単価表号	摘要

乙

工種	単位	数量	単価	金額	明細書号	単価表号	摘要

様式第３号の５　<u>削除</u>

様式第３号の５

集　計　表

材料費							労力費				
名称	形質	単位	数量	単価	金額	摘要	名称	単位	員数	単価	金額

様式第４号

変　更　設　計　書

設計課（所）						設計者職氏名印

起工番号		設計 年月	年　月	既定完成 年月日	年　月　日	変更完成 年月日	年　月　日
予算科目				変更理由			
施工場所							
工事名							
工事費	￥			内訳		原工事費	変更工事費	増　減
					請負工事価格			
					支給品費			
					小　計			
					消費税			
					計			

様式第４号

変　更　設　計　書

設計課（所）	課(所)長	係長	検算		設計者職氏名印

起工番号		設計年月日	昭和　年　月　日	既定完成年月日	昭和　年　月　日	変更完成年月日	昭和　年　月　日
予算科目				変更理由			
施工場所							
工事名				内訳		原工事費	変更工事費	増　減
工事費	原工事費　￥							
	変更工事費　￥							
	増　減　￥							

様式第９号　<u>削除</u>

様式第９号

工事進行状況報告書

（上段金額 下段％）

企業長	副企業長	部長	課長	係長	係	課(所)名	課(所)長	係長	係	年　月分

起工番号	工事名	工事費	着手年月日 / 完成年月日	工事出来高 前月までの計	今月分	累計	施工者名
				%	%	%	
				%	%	%	
				%	%	%	
				%	%	%	
				%	%	%	

様式第10号の２

甲

内　訳　書

工種	単位	設計 数量	単価	金額	出来高 前回まで	今回	計	金額	摘要

乙

工種	単位	設計 数量	単価	金額	出来高 前回まで	今回	計	金額	摘要

様式第10号の２

内　訳　書

工種	単位	設計 単位	単価	金額	出来高 前回まで	今回	計	金額	摘要

様式第21号　削除	様式第21号

工 事 指 示 書

年 月 日	年　月　日				
工 事 名					
(内　容)					
処理・回答	発注者	年　月　日			
	請負人	年　月　日			
発 注 者			請 負 人		
課　長	係　長	監 督 員	現場代理人	主任技術者	

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

4　改正前の欄の太線で囲まれた様式（以下「改正様式」という。）に対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分（以下「改正後様式」という。）がある場合には、当該改正様式を当該改正後様式に改める。

5　改正後様式に対する改正様式がない場合には、当該改正後様式を加える。

6　改正様式に対応する改正後様式がない場合には、当該改正様式を削る。

（阪神水道企業団工事検査規程の一部を改正する規程）

第２条　阪神水道企業団工事検査規程（平成26年管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（検査員の指定等） 第７条　工事施行規程第15条第１項（第17条第２項において準用する場合を含む。）の規定による工事完成又は工事出来高の報告を受けた検査主幹が、検査を実施しようとするときは、検査対象工事の検査員を指定した上で、工事検査実施書（別記様式）を作成し、工事施行課長及び指定された検査員の所属長へ当該工事検査実施書の写しを送付しなければならない。	（検査員の指定等） 第７条　工事施行規程第15条及び第16条の規定による工事出来高報告認定書又は工事完成の報告を受けた検査主幹が、検査を実施しようとするときは、検査対象工事の検査員を指定した上で、工事検査実施書（別記様式）を作成し、工事施行課長及び指定された検査員の所属長へ当該工事検査実施書の写しを送付しなければならない。

２　省略 （検査の結果の報告等） 第11条　省略 ２　省略 ３　工事施行課長は、工事（業務委託）検収書（工事施行規程様式第13号）を作成し、工事検査報告書の写しを添えて工事所管課長に提出しなければならない。 ４　省略	２　省略 （検査の結果の報告等） 第11条　省略 ２　省略 ３　工事施行課長は、工事出来高検収書（工事施行規程様式第12号）又は工事検収書（同様式第13号）を作成し、工事検査報告書の写しを添えて工事所管課長に提出しなければならない。 ４　省略

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（競争入札参加者選定審査会規程の一部を改正する規程）

第３条　競争入札参加者選定審査会規程（昭和41年管理規程第２号）の一部を次のように改正する

改　正　後	改　正　前
（所掌事務） 第２条　審査会は、次に掲げる事項を審議する。 ⑴及び⑵　省略 ⑶　１件の契約予定価格が3,000万円を超える工事若しくは製造の請負契約及び業務委託契約又は1,000万円を超える物品の売買契約等（物品の売買、修理及び貸借をいう。）に係る競争入札に参加させようとする者並びに随意契約における契約の相手方の選定（単価をもつて契約するものについては、概算金額とする。）に関すること。	（所掌事務） 第２条　審査会は、次に掲げる事項を審議する。 ⑴及び⑵　省略 ⑶　１件の契約予定価格が2,000万円を超える工事若しくは製造の請負契約及び業務委託契約又は1,000万円を超える物品の売買契約等（物品の売買、修理及び貸借をいう。）に係る競争入札に参加させようとする者並びに随意契約における契約の相手方の選定（単価をもつて契約するものについては、概算金額とする。）に関すること。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程）

第４条　阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（事務分掌） 第７条　部、課等においては、次の事務を分掌する。 総　務　部 総　務　課 総　務　係 ⑴～⑳　省略 職　員　係 ⑴～⑪　省略 契　約　係 ⑴～⑸　省略 経営企画課 経営企画係 ⑴～⑪　省略 経営管理係 ⑴～⑸　省略 財　務　課 出　納　係 ⑴～⑹　省略 管　財　係 ⑴～⑹　省略 技　術　部 浄水計画課 事　務　係 ⑴　省略 ⑵　課の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関すること。	（事務分掌） 第７条　部、課等においては、次の事務を分掌する。 総　務　部 総　務　課 総　務　係 ⑴～⑳　省略 職　員　係 ⑴～⑪　省略 契　約　係 ⑴～⑸　省略 経営企画課 経営企画係 ⑴～⑪　省略 経営管理係 ⑴～⑸　省略 財　務　課 出　納　係 ⑴～⑹　省略 管　財　係 ⑴～⑹　省略 技　術　部 浄水計画課 事　務　係 ⑴　省略 ⑵　維持管理工事（業務委託を含む。以下同じ。）、改良工事及び災害復旧工事並びに受託工事（以下「工事」という。）の施行手続及び精算に関すること。ただし、技術部施設管理課（以下「施設管理課」という。）及び技術部工務課（以下「工務課」とい

	う。）の所管に属するものを除く。
⑶　省略	⑶　省略
浄水管理係	浄水管理係
⑴～⑺　省略	⑴～⑺　省略
送水管理係	送水管理係
⑴～⑹　省略	⑴～⑹　省略
計画・危機管理係	計画・危機管理係
⑴～⑻　省略	⑴～⑻　省略
技術監理係	技術監理係
⑴～⑹　省略	⑴～⑹　省略
施設管理課	施設管理課
設　備　係	設　備　係
⑴～⑼　省略	⑴～⑼　省略
⑽　課の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関すること。	⑽　工事の施行手続及び精算に関すること。ただし、技術部浄水計画課（以下「浄水計画課」という。）及び工務課の所管に属するものを除く。
⑾　省略	⑾　省略
施設整備係	施設整備係
⑴～⑶　省略	⑴～⑶　省略
工　務　課	工　務　課
管路維持係	管路維持係
⑴～⑶　省略	⑴～⑶　省略
⑷　課の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関すること。	⑷　工事の施行手続及び精算に関すること。ただし、浄水計画課及び施設管理課の所管に属するものを除く。
⑸　省略	⑸　省略
管路整備係	管路整備係
⑴及び⑵　省略	⑴及び⑵　省略
浄水管理事務所	浄水管理事務所
総　務　課	総　務　課
⑴及び⑵　省略	⑴及び⑵　省略
⑶　所の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関すること。	
浄　水　課	浄　水　課

⑴～⑶　省略 施　設　課 ⑴～⑶　省略 所管区域は、次に掲げるとおりとする。 ⑴～⑶　省略 送水センター 事　務　係 ⑴及び⑵　省略 ⑶　センターの工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関すること。 送　水　係 ⑴～⑸　省略 施　設　係 ⑴及び⑵　省略 所管区域は、次に掲げるとおりとする。 ⑴～⑹　省略 水質試験所 所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務並びに所の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関すること。 調　査　係 ⑴～⑶　省略 検　査　係 ⑴～⑶　省略	⑴～⑶　省略 施　設　課 ⑴～⑶　省略 所管区域は、次に掲げるとおりとする。 ⑴～⑶　省略 送水センター 事　務　係 ⑴及び⑵　省略 送　水　係 ⑴～⑸　省略 施　設　係 ⑴及び⑵　省略 所管区域は、次に掲げるとおりとする。 ⑴～⑹　省略 水質試験所 所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。 調　査　係 ⑴～⑶　省略 検　査　係 ⑴～⑶　省略

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程）

第５条　阪神水道企業団財務規程（平成26年管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（浄水計画課、施設管理課及び工務課主管帳簿） 第18条　技術部浄水計画課長、技術部施設管理課長及び技術部工務課長は、工事に関する事項を整理するため、次に掲げる帳簿を備える。 ⑴　固定資産別経費整理簿 ⑵　工事台帳 （各課等の主管帳簿） 第19条　各課長（場長、所長及び室長を含む。以下同じ。）は、第15条から前条までに掲げるものの<u>ほか</u>、主管事項を処理するため<u>、所属別予算整理簿</u>を備えるとともに、必要な補助簿を設けることができる。 （物品の購入（修繕）手続） 第93条　省略 ２　前項の規定により作成した物品購入（修繕）伺のうち、施設の維持補修に係る材料及び固定資産の購入に係るもの並びに１件<u>50万円</u>を超えるものについては、経営企画課長を経て総務課長に送付しなければならない。 ３　省略 （改良工事の精算） 第105条　工事施行課長（工事施行規程第２条第３号に規定する課長等をいう。）は、改良工事が完成した場合には、速やかに固定資産別経費精算書をもって工事費の精算を<u>行い、図面を添えて工事所管課長を経て財務課長に送付しなければならない。</u> ２　省略	（浄水計画課、施設管理課及び工務課主管帳簿） 第18条　技術部浄水計画課長、技術部施設管理課長及び技術部工務課長は、工事に関する事項を整理するため、次に掲げる帳簿を備える。 <u>⑴　工事費内訳整理簿</u> ⑵　固定資産別経費整理簿 ⑶　工事台帳 （各課等の主管帳簿） 第19条　各課長（場長、所長及び室長を含む。以下同じ。）は、第15条から前条までに掲げるもの<u>を除くほか</u>、主管事項を処理するため<u>次に掲げる帳簿</u>を備えるとともに、必要な補助簿を設けることができる。 <u>⑴　所属別予算整理簿</u> <u>⑵　工事出来高台帳</u> （物品の購入（修繕）手続） 第93条　省略 ２　前項の規定により作成した物品購入（修繕）伺のうち、施設の維持補修に係る材料及び固定資産の購入に係るもの並びに１件<u>30万円</u>を超えるものについては、経営企画課長を経て総務課長に送付しなければならない。 ３　省略 （改良工事の精算） 第105条　工事施行課長（工事施行規程第２条第３号に規定する課長等をいう。）は、改良工事が完成した場合には、速やかに固定資産別経費精算書をもって工事費の精算を<u>行わなければならない。</u> ２　省略 <u>（工事の整理）</u>

第107条　削除	第107条　工事所管課長（工事施行規程第２条第２号に規定する課長をいう。）は、第105条の規定により送付を受けた固定資産別経費精算書及び図面を財務課長に送付しなければならない。
（固定資産への振替手続） 第108条　財務課長は、第105条第１項の規定により送付を受けた固定資産別経費精算書及び図面により遅滞なく固定資産の当該科目に振り替えなければならない。	（固定資産への振替手続） 第108条　財務課長は、前条の規定により送付を受けた固定資産別経費精算書及び図面により遅滞なく固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第５条の規定は、平成30年４月１日から施行する。

（適用区分）

2　第１条の規定による改正後の阪神水道企業団工事施行規程の規定は、平成30年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「平成30年度予算」という。）に係る工事から適用し、平成29年度以前の年度の阪神水道企業団水道事業会計予算に係る工事については、なお従前の例による。

3　第３条の規定による改正後の競争入札参加者選定審査会規程の規定は、平成30年度予算に係る工事又は製造の請負若しくは業務委託に関する審議（以下この項において「工事等に関する審議」という。）から適用し、平成29年度阪神水道企業団水道事業会計予算（次項において「平成29年度予算」という。）係る工事等に関する審議については、なお従前の例による。

4　第４条の規定による改正後の阪神水道企業団分課規程の規定は、平成30年度予算に係る工事の施行手続及び精算に関する事務の分掌（以下この項において「事務分掌」という。）から適用し、平成29年度予算に係る事務分掌については、なお従前の例による。

（経過規定）

5　第２条の規定の施行の際、現にこの規程による改正前の阪神水道企業団工事施行規程に基づき施行されている工事の検査については、なお従前の例による。

6　第５条の規定の施行の日前に工事請負契約を締結した改良工事に係る工事費の精算

及び整理については、なお従前の例による。

◇公　　告◇

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年２月21日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委送第２号
　　委 託 名　　甲山調整池調査業務委託
⑵　委託場所　　甲山調整池（西宮市甲山町35番地）
⑶　委託概要　　調整池内の堆積物及び構造物の調査を行う。
　　甲山調整池内面調査工　一式
⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成30年３月30日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前 金 払　　なし
⑺　予定価格　　非公表
⑻　最低制限価格　設定なし
⑼　担保期間　　なし
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　免除
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事又は水道施設工事）を有していること。

イ　平成19年度以降において、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事の元請として、水道事業体の浄水施設にて、潜水作業による内部調査の施工実績

を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成30年２月27日㈫　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成30年３月１日㈭に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成30年３月６日㈫まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成30年３月７日㈬　午後１時30分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので、次のとおり公告する。

平成30年２月22日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

1　業務概要

⑴　業務名称

平成30年度尼崎浄水場特別開放イベント企画及び運営業務

⑵　業務内容

平成30年度に実施する尼崎浄水場特別開放イベント（以下「イベント」という。）の企画及び運営業務並びにこれに係る付帯業務で次に掲げるもの。

ア　イベントの企画立案及び総合調整
イ　イベント全体に係る進行及び運営総括
ウ　イベントの実施に必要な資機材の調達及び各種製作物の作製
エ　会場の設営及び撤去
オ　事前告知等の広報業務（ポスター、チラシ等の製作を含む。）
カ　事故防止等の安全対策（会場保守要員及び制服警備員の配置を含む。）
キ　傷病者等の対応（医師及び看護師の配置並びに必要な物品の確保を含む。）
ク　その他イベントの円滑な運営に必要な人員の配置
ケ　イベント運営に必要な保険への加入
コ　来場者へのアンケート調査の実施、集計及び分析
サ　イベントの評価、課題及び改善策の提案（実施報告書の作成）
シ　その他イベントの実施に当たり必要と認められる業務

⑶　履行期間

契約締結の日から平成30年７月31日㈫まで

※　イベント実施日　平成30年６月２日㈯

⑷　委託金額の上限

4,620,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2　プロポーザル（提案）を求める内容

⑴　イベントのテーマ及び全体計画
⑵　イベントにおいて実施予定の「水に関するセミナー」の企画及び講演者
⑶　イベントの告知方法とその規模
⑷　安全なイベントの実施のために必要となる事故防止策
⑸　その他イベントの円滑な実施のため必要となる事項

3　参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の項目全てに該当する者とする。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条４の規定に該当しない者であること。
⑵　公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）

⑷　消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

⑸　直近５年間（平成25年度から平成29年度まで）において、国、地方公共団体又は民間企業が発注した施設の見学や事業の啓発を目的とするイベント業務を受注し、実施した実績を有すること。

⑹　履行期間において、常に迅速に連絡調整可能な体制を維持できる者であること。

４　参加表明に必要な書類と記載上の留意事項

参加表明に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）は次のとおりとし、文字サイズは10ポイント以上とする。

⑴　参加表明書（様式－１）

⑵　誓約書(様式－２）

⑶　直近５年間の業務実績（様式－３）

⑷　その他必要と認められる書類（様式任意）

５　参加表明書等の提出方法、提出先及び受付期間

⑴　提出方法

参加表明書等は、持参により提出すること。

⑵　提出先及び受付期間

ア　提出先（受付担当）

〒658-0073　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

総務部総務課契約係　TEL 078-431-1902

イ　受付期間　公告の日から平成30年３月１日㈭まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時00分から午後５時00分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　参加表明後の流れ

⑴　スケジュール

本業務の契約までの日程については次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書等の受付及び提案説明書配付	公告の日～３月１日㈭
質問の受付	公告の日～３月６日㈫
回答の送付	３月８日㈭
提案書の受付	～３月20日㈫
プレゼンテーションの実施	３月26日㈪
受託候補者の特定	３月26日㈪

契約の締結	４月２日㈪予定

⑵　提案説明書の配付

参加表明書の提出者（以下「参加表明者」という。）に対して、企業団から提案書の作成方法等を記載した提案説明書を配付する。

⑶　受託者の特定方法

提出された参加表明書等及び提案書について、企業団において設置する「評価委員会」において一定の評価基準に基づき審査を実施し、最も優れた提案を行った者を受託候補者として特定する。ただし、参加表明時において、資格要件を満たさない者又は参加表明書等に不備がある者については失格となり、提案書の評価は行わない。

７　契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、受託者は暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

８　その他の留意事項

⑴　本業務の内容に係る説明会等は行わない。

⑵　参加表明書等の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。

⑶　参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、当該参加表明書等を無効とするとともに、当該参加表明者に対して指名停止の措置を行うことがある。

⑷　提出された参加表明書等は返却しない。また、当該参加表明書等は受託者の特定以外には使用しない。

⑸　受託者は、本業務の一部の履行を内容とする再委託契約その他この契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときは、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書及び誓約書の写しを企業団に提出すること。

⑹　本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件及び本案件に係る契約締結は行わない。

様式－1

参 加 表 明 書

平成　　年　　月　　日

阪神水道企業団 企業長 様

住　　所

商号又は名称

代 表 者 名　　印

下記業務の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。

記

１　公告日　平成30年２月22日
２　業務名　平成30年度尼崎浄水場特別開放イベント企画及び運営業務
担当部署
担当者名
ＴＥＬ
ＦＡＸ
Ｅ－mail

様式－２

誓　約　書

平成　　年　　月　　日

阪神水道企業団 企業長 様

住　　所
商号又は名称
代 表 者 名　　印

「平成30年度尼崎浄水場特別開放イベント企画及び運営業務」のプロポーザル参加申込みを行うに当たり、同業務に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格要件を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団から参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。

様式－３

・直近５年間の業務実績

業務(イベント)名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
イベントの特徴	

注１：業務の概要及びイベントの特徴については、具体的に記述すること

注２：企業が業務を実施したことを証明できる契約書、特記仕様書等の写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部を添付すること。

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月７日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工工第１号
　　工 事 名　　管路点検整備工事

⑵　工事場所　　大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号～神戸市灘区篠原北町４丁目14番地先

⑶　工事概要　　当企業団管路全般を対象とした点検整備及び異常発生時における初動対応を行う。

ア	弁点検補修工	163か所
イ	鉄蓋補修工	12か所
ウ	管理坑点検補修工	14か所
エ	サージタンク点検工	４か所
オ	洞道点検工	１か所
カ	管内調査工	１か所
キ	管路点検工	164km×２巡
ク	緊急対応工	６回
ケ	交通誘導工	一式

⑷　工事期間　　平成30年４月１日㈰から平成31年３月31日㈰まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前 金 払　　あり

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事及び水道施設工事）を有していること。

イ　神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は宝塚市のいずれかに本店を有すること。

ウ　平成20年度以降に当企業団発注工事の元請として、口径300mm 以上の鉄管又は鋼管の据付け及び継手工事を完成させた実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年３月14日㈬　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成30年３月16日㈮に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈢　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　　公告日から平成30年３月23日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

(ｱ) 紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

(ｲ) 上記５(1)アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年３月22日(木)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

(1) 電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年３月26日(月)午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成30年３月27日(火)午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

(2) 紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年３月28日(水)　午前９時30分から

８　その他留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月７日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委工第１号
　　委託名　　導送配水管路電食防止施設点検業務委託（長期継続契約）

⑵　委託場所　　吹田市西御旅町、吹田市川岸町、大阪市淀川区三国本町、大阪市淀川区宮原、西宮市上大市、西宮市上甲東園、西宮市門戸西町、西宮市長田町、尼崎市南塚口町、尼崎市武庫之荘、尼崎市猪名寺

⑶　委託概要　　埋設管路の電気防食を維持するために設置されている電気防食施設の点検を行い、各装置の測定結果より防食効果の評価を行う。

ア　施設点検業務（12施設）

イ　調査工（２か所）

ウ　仮通電試験

⑷　委託期間　　平成30年４月１日㈰から平成32年３月31日㈫まで

⑸　支払方法　　２回払い（中間１回）

⑹　前金払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

平成20年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注業務の元請として、仕様書に記す業務内容と同等以上の施工実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年３月14日㈬　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年３月16日㈮に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

イ　受付期間　　公告日から平成30年３月23日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年３月22日㈭まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年３月26日㈪午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成30年３月27日㈫午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書を送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年３月28日㈬　午前10時00分から

８　その他留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項ついては、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月７日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　件　　名　　本庁舎及び芦屋川管理坑で使用する電気

⑵　履行場所　　本庁舎（神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号）
芦屋川管理坑（芦屋市奥山１番地）

⑶　概　　要　　本庁舎　契約電力79kW、予定使用電力量228,685kWh
芦屋川管理坑　契約電力３kW　予定使用電力15,932kWh
その他別紙仕様書のとおり

⑷　履行期間　　平成30年７月１日㈰０時から平成31年６月30日㈰24時まで

⑸　支払方法　　毎月払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　非公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　設定なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　免除

⑿　担保保証金　　設定なし

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

電気事業法（昭和39年法律第170号）第３条第１項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　仕様書に関する質問

仕様書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに記載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成30年３月16日㈮　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成30年３月20日㈫に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

入札書には、仕様書に記載された平成30年度予定電力使用量に基づき算定した年間電気料金相当額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、算定した金額の108分の100に相当する金額とし、１円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を記載すること。

また、当該額の算定に当たっては、アンシラリー料金、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

ウ　積算内訳書

入札書に記載した額の積算の内訳を示すとともに、積算に用いた単価（基本料金、従量料金（夏季、冬季等）その他）を明記すること。

なお、様式は任意とする。

エ　３⑵に記載する者であることを証明する書類の写し

⑵　提出部数　　各１部

⑶　受付期間　　公告日から平成30年３月27日㈫まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成30年３月28日㈬　午後２時00分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

８　落札者の決定、契約に関する条件、その他留意事項

⑴　共通要件

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。ただし、「郵便入札公告共通事項」３⑺については適用しない。

⑵　個別要件

ア　本案件は、入札書に記載した金額の積算に用いた単価をもって契約する。

イ　本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月７日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　購入物品

ア　次亜塩素酸ナトリウム（１トン当たり）　4,270トン（概算）

イ　硫酸アルミニウム（１トン当たり）　8,620トン（概算）

ウ　苛性ソーダ（１トン当たり）　2,430トン（概算）

エ　硫酸（１トン当たり）　200トン（概算）

⑵　購入物品の特質等　　仕様書による。

⑶　契約期間　　平成30年４月１日㈰から平成31年３月31日㈰まで

⑷　納入場所及び納入方法　仕様書による。

⑸　入札方法

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札により上記⑴アからエまでの物品ごとに入札に付する。入札金額は、１トン当たりの単価とする。

イ　落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は消費税抜きの金額を入札書に記載すること。

⑹　支払方法　　部分払い有

⑺　前 金 払　　なし

⑻　予定価格　　事後公表

⑼　入札保証金　　免除

⑽　契約保証金　　免除

２　応募方法　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成29・30年度競争入札参加資格（物品：水道用浄化薬品）を有していること。

イ　平成20年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関において、購入仕様書に記す同種又は類似する物品について、納入実績を有すること。

ウ　上記１⑴アの物品については、兵庫県の阪神地区又は大阪市内若しくはその隣接市町に製造工場を有していること。

エ　物品の納入に際し、企業団の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること。

オ　何らかの事象により製造元の工場が稼動できない事態に陥った場合等でも、緊急時対応として製造元の責任において代替となる物品の供給が可能であること。なお、これを証する書類を提出すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　入札（郵便入札）参加申込方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似する物品の納入実績調書（様式第２号）

エ　上記３⑵オに規定する書類（指定様式）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成30年３月27日㈫まで（必着）

６　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成30年３月28日㈬

ア　次亜塩素酸ナトリウム　午後２時30分から

イ　硫酸アルミニウム　　午後２時45分から

ウ　苛性ソーダ　　午後３時00分から

エ　硫酸　　午後３時15分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

７　その他の留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月７日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　購入物品　　粒状活性炭　　676㎥

⑵　購入物品の特質等　　仕様書による。

⑶　契約期間　　平成30年４月１日㈰から平成31年３月31日㈰まで

⑷　納入場所及び納入方法並びに有効利用　　仕様書による。

⑸　入札方法

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札により入札に付する。

イ　落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に

相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑹　支払方法　　部分払い有

⑺　前金払　　なし

⑻　予定価格　　事後公表

⑼　入札保証金　　免除

⑽　契約保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成29・30年度競争入札参加資格（物品：水道用浄化薬品）を有していること。

イ　平成20年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関において、購入仕様書に記す同種又は類似する物品について、納入実績を有すること。

ウ　上記１⑴の物品については、当企業団において過去に納入実績のある製造業者（㈱クラレ、大阪ガスケミカル㈱、キャボット・ノリット・ジャパン㈱、カルゴンカーボンジャパン㈱、㈱キャタラー、ダイネン㈱、朝日沪過材㈱、水ing㈱）のうち、いずれか１社の製品とすること。

エ　物品の納入に際し、企業団の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　入札（郵便入札）参加申込方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　入札金額内訳書（指定様式）

エ　同種又は類似する物品の納入実績調書（様式第２号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成30年３月27日㈫まで（必着）

６　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成30年３月28日㈬　午後３時30分から
⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
　　阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室
⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

７　その他留意事項

⑴　落札者が使用済活性炭全量を有償での有効利用が可能な場合は、入札書に記載された、使用済活性炭買取単価にて、別途契約を締結するものとする。

⑵　本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
　阪神水道企業団　総務部総務課契約係
　〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
　電　話(078)431-1902（直通）
　ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月８日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　件　　名　　自動車任意保険　一式
⑵　概　　要　　自動車任意保険契約の締結（仕様書のとおり）
⑶　保険期間　　平成30年４月11日㈬午後４時から
　　平成31年４月11日㈭午後４時まで
⑷　支払方法　　一括払い
⑸　前 金 払　　なし
⑹　予定価格　　非公表
⑺　最低制限価格　設定なし
⑻　担保期間　　設定なし
⑼　入札保証金　　免除
⑽　契約保証金　　免除
⑾　担保保証金　　設定なし

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　損害保険業免許を取得していること。又は損害保険業免許を取得している者と代理店契約を締結していること。

イ　兵庫県内に保険会社直接の保険金支払拠点（サービスセンター）を有し、24時間365日事故発生時に迅速な対応ができる者であること。

ウ　平成25年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関と契約実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　損害保険業免許の写し又は損害保険業免許を取得している者との代理店契約書の写し

エ　県内支払拠点の所在地一覧（任意様式）

オ　同種又は類似する保険の契約実績調書（様式第２号の３）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成30年３月27日㈫まで（必着）

６　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成30年３月28日㈬　午後１時30分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

７　その他留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月８日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　委 託 名　　情報セキュリティ対策支援業務委託

⑵　委託場所　　本庁舎（神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号）
浄水管理事務所（尼崎市田能５丁目11番１号）
送水センター（西宮市上大市３丁目２番53号）

⑶　委託概要

ア　情報セキュリティに関する助言

イ　情報セキュリティ研修の企画及び実施

⑷　委託期間　　契約締結日から平成31年３月31日㈰まで

⑸　支払方法　　月１回払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　非公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　免除

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成29・30年度競争入札参加資格を有していること。

イ　直近５年間（平成25年から平成29年まで）において、政府行政機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人に対する本業務と同様の業務を受注した実績を有する者で、当該業務に従事した経験を有する者を配置できる者であること。

ウ　履行期間において、常に迅速に連絡調整可能な体制を維持できる者であること。

4　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

5　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成30年３月15日㈭　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年３月19日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

6　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　配置予定技術者の資格及び工事（業務）経験（様式第７号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成30年３月27日㈫まで（必着）

7　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成30年３月28日㈬　午後１時45分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

8　その他留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月12日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委管事第７号
　　委 託 名　　エレベータ設備保守業務委託

⑵　委託場所　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
　　尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）

⑶　委託概要　　猪名川浄水場管理本館、尼崎浄水場管理本館及び活性炭処理棟用エレベータ設備の保守業務を行う。

ア　猪名川浄水場
　　管理本館用エレベータ　　１基
　　保守点検　12回、定期検査　１回

イ　尼崎浄水場
　　管理本館用エレベータ　　１基
　　保守点検　12回、定期検査　１回
　　活性炭処理棟用エレベータ　１基
　　保守点検　12回、定期検査　１回

⑷　委託期間　　平成30年４月１日㈰から平成31年３月31日㈰まで

⑸　支払方法　　２回払い（中間１回）

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　非公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　免除

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　平成29・30年度阪神水道企業団（以下「企業団」という。）競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事又は役務：設備の保守管理）を有していること。

イ　仕様書に記す設備対象機器と同等機器の保守及び定期検査の実績を有すること。

4　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

5　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成30年３月16日㈮　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年３月20日㈫に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

6　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成30年３月28日㈬まで（必着）

7　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成30年３月29日㈭　午後３時から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

8　その他留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月12日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委水第１号
　　委 託 名　　採水業務委託

⑵　委託場所　　水質試験所（尼崎市田能５丁目11番１号）
尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）
甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）
西宮ポンプ場（西宮市室川町２番32号）
甲山調整池（西宮市甲山町35番地）
芦部谷接合井（西宮市甲山町42番地）
上ヶ原量水池（西宮市仁川百合野町1-40（神戸市水道局上ヶ原浄水場内））
越木岩受水池（西宮市角石町15番）
芦屋調整池（西宮市深谷町２番35号）
本山配水池（神戸市東灘区本山町北畑字伊勢講田613）
篠原量水池（神戸市灘区篠原北町４丁目60）

⑶　委託概要　　水質試験所において実施する毎週試験の送配水施設及び尼崎浄水場の採水業務を行う。

⑷　委託期間　　平成30年４月１日㈰から平成31年３月31日㈰まで

⑸　支払方法　　２回払い（中間１回）

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　非公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　免除

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

大阪府及び兵庫県内の水道事業体、簡易水道事業体又は水道用水供給事業体が実施する水道法に基づく水質検査の採水業務を１年以上継続した受託実績を有する業者であること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成30年３月16日㈮　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年３月20日㈫に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成30年３月28日㈬まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成30年３月29日㈭　午後３時15分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

８　その他の留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月12日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　委 託 名　　事業場清掃業務委託（水質試験所）
⑵　委託場所　　水質試験所（尼崎市田能５丁目11番１号）
⑶　委託概要　　２回／週～１回／月
⑷　委託期間　　平成30年４月１日㈰から平成31年３月31日㈰まで
⑸　支払方法　　月１回払い
⑹　前 金 払　　なし
⑺　予定価格　　非公表
⑻　最低制限価格　設定なし
⑼　担保期間　　なし
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　免除
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

平成29・30年度阪神水道企業団（以下「企業団」という。）競争入札参加資格（役務：清掃）を有していること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成30年３月16日㈮　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年３月20日㈫に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成30年３月28日㈬まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成30年３月29日㈭　午後３時30分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

８　その他留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月14日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委工第２号
　　委 託 名　　土壌調査業務委託

⑵　委託場所　　大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号～神戸市灘区篠原北町４丁目14番地

⑶　委託概要　　企業団管路エリアにおける土壌採取及び土壌腐食性調査

ア　土壌採取　　10検体
イ　室内土壌調査・室内土壌抽出水調査　　20検体
ウ　土壌マップ修正　　一式

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成31年３月22日㈮

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格を有していること。

イ　平成20年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注業務の元請として、仕様書に記す業務内容と同等以上の施工実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲

載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成30年３月20日㈫　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年３月22日㈭に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成30年３月27日㈫まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成30年３月28日㈬　午後２時15分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

８　その他の留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月14日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委施第10号

　　委 託 名　　施設公舎給排水設備保守業務委託

⑵　委託場所　　大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）

　　淀川取水場（大阪市淀川区西中島２丁目１番27号）

　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）

　　尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）

　　水質試験所（尼崎市田能５丁目11番１号）

　　甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）

　　西宮ポンプ場（西宮市室川町２番32号）

　　甲山調整池（西宮市甲山町35番地）

　　本庁舎（神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号）

　　尼崎公舎（尼崎市南塚口町４丁目５番１号）

⑶　委託概要　　施設及び公舎における給排水設備等の保守業務を行う。

　ア　給水タンク清掃点検工　　一式

　イ　下水排水ピット点検清掃工　一式

　ウ　排水管洗浄工　　一式

　エ　補修工　　一式

⑷　委託期間　　平成30年４月１日㈰から平成31年３月31日㈰まで

⑸　支払方法　　２回払い（中間１回）

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：管工事）を有していること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札

公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成30年３月20日㈫　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年３月22日㈭に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成30年３月27日㈫まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成30年３月28日㈬　午後３時45分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

８　その他留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月14日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　件　　名　　液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計保守業務委託
⑵　委託場所　　水質試験所（尼崎市田能５丁目11番１号）
⑶　委託概要　　年間保守業務（別紙仕様書のとおり）
⑷　委託期間　　平成30年４月１日㈰から平成31年３月31日㈰
⑸　支払方法　　２回払い（中間１回）
⑹　前 金 払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定なし
⑼　担保期間　　なし
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（物品：理化学機器）を有していること。

イ　国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注業務の元請として、別紙仕様書に記す液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計の保守に関する実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、

ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成30年３月20日㈫　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成30年３月22日㈭に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成30年３月27日㈫まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成30年３月28日㈬　午後４時00分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

８　その他の留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月14日

阪神水道企業団

企業長　谷　本　光　司

1　入札に付する事項

⑴　委 託 名　　本庁舎及び送水センター等清掃業務委託（長期継続契約）

⑵　委託場所　　本庁舎及び敷地内（神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号）
送水センター（西宮市上大市３丁目２番53号）
西宮ポンプ場（西宮市室川町２番32号）
送水センター所管各施設（仕様書のとおり）

⑶　委託概要　　本庁舎　５回／週
送水センター（管理棟）　１回／週
送水センター（構内・ポンプ室）、西宮ポンプ場及び配水池等
１回／隔週

⑷　委託期間　　平成30年４月１日㈰から平成33年３月31日㈬まで

⑸　支払方法　　月１回払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

2　応募方法　　単独企業による。

3　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（役務：清掃）を有していること。

4　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年３月19日㈪　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成30年３月20日㈫に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類　　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

イ　受付期間　　公告日から平成30年３月26日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係

神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年３月23日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年３月27日㈫午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成30年３月28日㈬午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書を送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年３月29日㈭　午前９時30分から

８　その他の留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月14日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　委 託 名　　事業場清掃業務委託（長期継続契約）

⑵　委託場所　　大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）
淀川取水場（大阪市淀川区西中島２丁目１番27号）
尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）
猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）

⑶　委託概要　　大道取水場　　１回／月
淀川取水場　　１回／月
尼崎浄水場　　５回／週～１回／月
猪名川浄水場　３回／週～５回／週

⑷　委託期間　　平成30年４月１日㈰から平成33年３月31日㈬まで

⑸　支払方法　　月１回払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道

企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

2　応募方法　　単独企業による。

3　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（役務：清掃）を有していること。

4　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年３月19日㈪　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年３月20日㈫に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

5　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類　　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

イ　受付期間　　公告日から平成30年３月26日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記

載のこと。）

(ｲ)　上記５(1)アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年３月23日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

(1)　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年３月27日(火)午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成30年３月28日(水)午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書を送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

(2)　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年３月29日(木)　午前10時00分から

８　その他の留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月14日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

1　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委管事第17号
　　委託名　　取水ポンプ場取水口清掃等業務委託

⑵　委託場所　　大道取水場、淀川取水場
　　大道取水口（大阪市東淀川区大道南２丁目309番１地先）
　　淀川取水口（大阪市東淀川区柴島２丁目295番地先）

⑶　委託概要　　大道取水場及び淀川取水場の取水口の除塵及び取水口周辺の水草除去等を行う。

ア　フローティングネット除塵工　　一式
イ　取水口周辺水草除去工　　一式
ウ　取水口除塵工　　一式
エ　取水管内カワヒバリガイ除去工　　一式

⑷　委託期間　　平成30年４月１日㈰から平成31年３月31日㈰まで

⑸　支払方法　　２回払い（中間１回）

⑹　前金払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

2　応募方法　　単独企業による。

3　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（役務：清掃）を有していること。

4　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年３月19日㈪　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年３月20日㈫に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類　　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

イ　受付期間　　公告日から平成30年３月26日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年３月23日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年３月27日㈫午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成30年３月28日㈬午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年３月29日㈭　午前10時30分から

８　その他の留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月14日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委管事第18号
　　委 託 名　　取水ポンプ場取水口清掃等業務委託その２

⑵　委託場所　　大道取水場、淀川取水場
　　大道取水口（大阪市東淀川区大道南２丁目309番１地先）
　　淀川取水口（大阪市東淀川区柴島２丁目295番地先）

⑶　委託概要　　大道取水場及び淀川取水場の取水口周辺の除草・清掃並びにゴミの処分を行う。

ア　取水口周辺清掃工　一式

イ　ゴミ処分工　　一式

⑷　委託期間　　平成30年４月１日㈰から平成31年３月31日㈰まで

⑸　支払方法　　２回払い（中間１回）

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第７条に定める要件を満たしていること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年３月19日㈪　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成29年３月20日㈫に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　入札参加資格３⑵に記載する者であることを証明する書類の写し

イ　受付期間　　公告日から平成30年３月26日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できな

い場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

(ｱ)　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

(ｲ)　上記５(1)アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年３月23日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

(1)　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年３月27日(火)午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成30年３月28日(水)午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

(2)　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年３月29日(木)　午前11時00分から

８　その他の留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運

用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月14日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委管事第２号
　　委 託 名　　脱水処理業務委託

⑵　委託場所　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）

⑶　委託概要　　排水処理設備の脱水機運転管理業務及び現場管理業務を行う。

ア　脱水機運転管理業務　一式

イ　現場管理業務　　一式

⑷　委託期間　　平成30年４月１日㈰から平成31年３月31日㈰まで

⑸　支払方法　　月１回払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事又は役務：運転管理）を有していること。

イ　地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注業務の元請として、施設能力10万m^3/日以上の浄水場における脱水処理業務の施工実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年３月19日㈪　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成30年３月20日㈫に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

5　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈢　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）（登録工種：土木一式工事の場合）

イ　受付期間　　公告日から平成30年３月26日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年３月23日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

6　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年３月27日㈫午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成30年３月28日㈬午前９時00分から午後３時00分

まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年３月29日㈭　午後１時00分から

８　その他の留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月14日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委管事第１号
　　委 託 名　　沈澱池トラフ清掃業務委託

⑵　委託場所　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）

⑶　委託概要　　猪名川浄水場のⅠ・Ⅱ・Ⅲ系沈澱池（合計22池）のトラフ及び傾斜管の清掃を行う。

ア　猪名川浄水場　ⅠⅡ系トラフ・傾斜管清掃作業　112回
　　Ⅲ系トラフ・傾斜管清掃作業　64回
　　ⅠⅡ系トラフ清掃作業　８回
　　Ⅲ系トラフ清掃作業　４回

⑷　委託期間　　平成30年４月１日㈰から平成31年３月31日㈰まで
⑸　支払方法　　２回払い（中間１回）
⑹　前金払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定なし
⑼　担保期間　　なし
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（役務：清掃）を有していること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年３月19日㈪　午後５時00分まで
⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　　平成30年３月20日㈫に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

イ　受付期間　　公告日から平成30年３月26日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年３月23日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年３月27日㈫午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成30年３月28日㈬午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年３月29日㈭　午後１時30分から

８　その他の留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月14日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工管事第１号
　　工 事 名　　導送配水ポンプ用電動機二次回路点検整備工事

⑵　工事場所　　大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）
　　淀川取水場（大阪市淀川区西中島２丁目１番27号）
　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）

⑶　工事概要　　導送配水ポンプ用電動機二次回路の点検整備及び回転数制御装置の盤面フィルター清掃を年６回（２ヶ月毎１回）行う。

ア　対象機器　　大道取水場　　導水 A-１～６号,B-１～３号　　９台
　　淀川取水場　　導水１，２，５，６号　　４台
　　猪名川浄水場　送水１，４～７，９～12号配水５，６号　　11台

イ　大道取水場電気設備工　　一式

ウ　淀川取水場電気設備工　　一式

エ　猪名川浄水場電気設備工　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成31年３月22日㈮まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。

イ　平成20年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同等機器の施工実績を有すること。

4　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年３月19日㈪　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年３月20日㈫に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

5　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈢　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　　公告日から平成30年３月26日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

(ｲ)　上記５(1)アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年３月23日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

(1)　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年３月27日(火)午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成30年３月28日(水)午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

(2)　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年３月29日(木)　午後２時00分から

８　その他の留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年３月15日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　業 務 名　　阪神水道企業団　事務補助に係る労働者派遣業務
⑵　業務場所　　送水センター（西宮市上大市３丁目２番53号）
⑶　業務内容　　技術部送水センターにおける事務作業
ア　文書整理
イ　各種案内文書の回覧及び配付
ウ　支払の伝票作成
エ　貯蔵品関係事務
オ　備品関係の事務
カ　固定資産関係の事務
キ　工事関係の事務
⑷　業務期間　　平成30年４月１日㈰から平成30年６月11日㈪まで
⑸　入札方法
ア　入札金額は、１時間当たりの単価とする。
イ　落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑹　支払方法　　月１回払い
⑺　前 金 払　　なし
⑻　予定価格　　非公表
⑼　最低制限価格　設定なし
⑽　担保期間　　なし
⑾　入札保証金　　免除
⑿　契約保証金　　免除
⒀　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
⑴　共通資格要件事項
「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。
⑵　個別資格要件事項
ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：その他（役務））を有していること。
イ　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第５条第１項に規定する労働者派遣事業の許可を受けていること。

４　入札に必要な書類の交付
企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

5　仕様書に関する質問

仕様書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成30年３月22日㈭　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成30年３月23日㈮に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

6　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　入札参加資格３⑵イに記載する者であることを証明する書類の写し

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成30年３月28日㈬まで（必着）

7　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成30年３月29日㈭　午後４時15分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

8　その他留意事項

本案件は、平成30年度における当該予算の議会の可決を得て実施するものであるため、当該予算が否決の際は本案件に係る契約締結は行わない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664